平成２７年（フ）第３３４号
千葉県野田市清水382番地
破産者　野田電子有限会社
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４１号
千葉県柏市新逆井２丁目11番30号　並木コーポラス８号
破産者　天野　　礼
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４４５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目12番18―308号
破産者　グッドラストコーポレーション合同会社
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２７号
神奈川県秦野市曽屋865番地
破産者　遠藤運送株式会社
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４５号
長野市大字鶴賀365番地５
破産者　有限会社クラシカル
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６７１号
静岡県牧之原市白井85番地の２
破産者　有限会社ティー・エム・オー
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４号
愛知県豊橋市大脇町字大脇76番地１県営大脇住宅１棟102号
破産者　有限会社水野組
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４６６号
大阪府吹田市片山町１丁目20番11号
破産者　株式会社エスピード
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０５号
千葉県八街市八街は21番地４　市営住宅朝陽団地30号
破産者　石井　正海
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８８１９号
東京都葛飾区水元４丁目５－９
破産者　田所　大岳
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２４号
東京都練馬区平和台１丁目15―14
破産者　竹田　憲司
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４６号
東京都青梅市新町８丁目14番地の16グランドール新町301
破産者　武藤　誠一
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４７号
東京都青梅市新町８丁目14番地の16グランドール新町301
破産者　武藤　　緑
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８０号
東京都国立市北３丁目１番の１　９―307
破産者　関　　伸泰
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３７１号
東京都西東京市向台町１丁目６番43号レオパレス21田無101号
破産者　増山　将吾
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２４３号
千葉県八千代市八千代台北14丁目７番４号　テラスカトレアＥＡＳＴ
破産者　大倉　愛子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４４号
福岡県久留米市田主丸町野田1046番地１
破産者　エヌキューブ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８号
茨城県つくばみらい市筒戸1842番地
破産者　有限会社古谷製作所
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
奈良県大和高田市大字築山367―１
破産者　有限会社リバティー・カンパニー
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
札幌市豊平区豊平５条10丁目３番10号ジュビリー203号
破産者　株式会社ＲＡＹ
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
千葉県香取市小見川5703番地20
破産者　有限会社総合ビジネス石材
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第１５号
千葉県旭市ニ1260―８　石毛アパート、住民票上の住所千葉県香取市小見川5703番地20
破産者　田辺　　忠
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部